

食の安全・安心基本指針の改定ポイント

背景

「食品の産地偽装」や「事故米の不正流通」など食をめぐる事件が次々発生し、県民の食への不信や不安が増大

生産者・事業者・消費者が互いに食の安全・安心について意見交換し、相互理解することが重要

食品への「メラミン」混入や「事故米不正流通」など関係法令の範疇を超えた事案が発生

ポイント1

食品の不適正表示への対応

ポイント2

リスクコミュニケーションの促進

ポイント3

健康被害未然防止対策の強化

新たな責務・施策

「責務」として追加

・「食品表示の適正化」の推進
・コンプライアンス意識の向上

リスクコミュニケーションの推進による
食の信頼関係の構築

関係法令で対応困難なすき間事案に対する
対応

食品の安全・安心確保対策の8つの柱(施策)

(4)「消費者の信頼確保のための適正表示の推進」を新たに柱立て

「監視」「指導」「検査」等を強化

(1)「食の安全・安心確保のための相互理解の推進」を新たに柱立て

リスクコミュニケーションの推進を強化

すき間事案の発生に対する対応
現指針(7)「危機管理体制の推進」に追加

米穀等のトレーサビリティの推進
現指針(2)「安全・安心な農林水産物の生産と流通」に追加

野生鳥獣の安全性確保対策
現指針(3)「安全・安心な食品等の製造・加工と流通」に追加

1 趣旨

食品の製造加工技術の高度化や輸入食品の増加など、私たちの食生活を取り巻く環境が著しく変化する中、BSE問題や食品の偽装表示問題など、食品に関する様々な問題が全国的に発生し、食品の安全性に対する消費者の不安や不信が高まっています。

こうしたなか、徳島県では、消費者の健康保護を最優先に、生産から消費に至る一環した安全対策を総合的に推進していくための基本的な考え方や施策の方向性を示す「徳島県食の安全・安心基本指針」を平成16年度に策定いたしました。

その後、平成17年度には、県民の健康保護並びに消費者に信頼される安全で安心な食品の生産及び供給に資することを目的として「徳島県食の安全安心推進条例」を制定し、平成21年度には、健康への悪影響防止の強化等を図るため条例を改正しました。

また、国においては、食品表示の一元化や、こんにゃくゼリーの窒息事故などの「すき間事案」等に対応するため、平成21年9月に「消費者庁」が新たに設置され、消費者重視の行政への転換が図られました。

一方、食を取り巻く環境変化としては、全国的に食品の産地偽装などの事件が相次いで発生し、県民の食に対する信頼が損なわれる事態となっております。

このような状況を踏まえ、徳島県では、前指針の基本的な考え方を継続しつつ、さらに消費者目線での食に対する信頼回復を図り、食の安全安心対策を一層推進するために、「徳島県食の安全・安心基本指針」を改定することといたしました。

2 目指すもの

基本指針は、食品安全基本法の「国民の健康保護が最も重要である」との基本認識を踏まえるとともに、「徳島県食の安全安心推進条例」における食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な施策を定めるものとします。

また、生産者と、消費者の距離が極めて近い本県の特徴を生かし、「食の安全・安心の確保」を目標に関係者相互が協力し合う仕組みを構築し、その取り組みを発信することにより、徳島らしい食の安全・安心の推進を目指します。

3 基本的な考え方

食の安全・安心確保のため、3つの基本的な視点で考えます。

- (1) 消費者の視点・立場に立った食の安全・安心の確保
- (2) 消費者、生産者、食品関係事業者^{*}、学識経験者、行政との協働による食の安全・安心の確保
- (3) 生産から消費までの一貫した食の安全・安心の確保

4 県及び生産者、食品関係事業者の責務と学識経験者、消費者の役割

関係者の協働による食の安全・安心確保のため、それぞれが果たすべき責務と役割は次のとおりです。

(1) 県の責務

食の安全・安心に関する重要な事項を調査審議するため、消費者、生産者、食品関連事業者、学識経験者で組織する「食の安全安心審議会」においてご意見をいただきながら、生産から消費に至る食の安全・安心の確保に関する施策を関係者の相互理解と協力により、総合的に推進します。

①食の安全・安心のための連携と信頼確保

食の安全・安心の確保に関して、県が収集した食品安全関連情報を提供し、関係者からの質問に答えるなどして支援するとともに、行政、消費者、生産者、食品関係事業者、学識経験者がそれぞれの責務と役割を果たし、食の信頼関係を構築するために、情報と意見の交換「リスクコミュニケーション」を積極的に推進します。

また、食の安全・安心施策を推進することを目的として庁内に設置された「徳島県食の安全・安心推進会議^{*}」を通じ関係部局相互の連携を強化し、生産から流通・消費に至る横断的な対応を図るとともに、総合的な施策を展開します。

なお、国、関係都道府県などとの連携を密にし、輸入食品、広域流通食品の安全確保を図ります。

②食品供給行程の各段階における食の安全・安心確保

食の安全・安心を確保するためには農林水産物の生産から食品の販売に至る食品供給行程（フードチェーン）の各段階において、関係部局の密接な連携により、食品の安全を確保するための規制と、その必要な措置を適切に講じます。

また、消費者が食品を選択する際に重要な役目を果たす食品表示の適正化を図ります。

さらに、生産者、食品関係事業者に対する食の安全・安心についての責務の重要性を啓発し、食の安全・安心を確保します。

③危機管理体制の推進

危機管理への取り組みとして、平常時は、国、関係都道府県などとの情報の共有化を行い、食の安全・安心に係る事柄について消費者、生産者、食品関係事業者、学識経験者等との意見交換と相互理解の推進を図ります。

また、緊急事態にいち早く対応し、被害の拡大防止と原因究明を的確に実施するため、関係機関の連絡協力体制や調査項目、対応についてマニュアルを作成し、前もって関係者に対し周知し、不測の事態に備えます。

緊急時は、健康被害の拡大防止に努め、関係機関、マスメディアと連携し、消費者に対して、本県独自の公表基準^{*}に基づき食の安全・安心の確保に必要な情報を、わかりやすく、迅速に提供します。

さらに、健康への悪影響を未然に防止する必要があり、食品衛生法などの関係法令で対応困難な場合は、条例に基づきその食品が消費者に手渡らないよう、回収や製造中止などの措置をとるよう勧告や命令を行います。

事後の検証として、学識経験者なども含め、必要に応じ、再発防止に向けた原因究明に努めます。

(2) 生産者、食品関係事業者の責務

食品の安全・安心の確保は、生産から消費までの各段階において、関係者が責任を持ち、食品の安全管理に取り組むことにより保証されるものです。

生産者、食品関係事業者自らが、消費者の健康保護に責任を有していることを認識し、食の安全・安心確保に必要な措置を適切に講じることが必要です。

生産者の責務

食の安全・安心は産地から始まることから、生産者は安全な農林水産物を消費者に提供するとともに「安心」と「信頼」への取り組みが求められています。

①生産工程管理の考え方による自主管理の実施

安全な農林水産物を生産するため、肥料、農薬、飼料、動物用医薬品^{*}などの生産資材の決められた使用方法を守らなければなりません。

さらに、GAP (ギャップ) やHACCP (ハサップ) の手法を用い、生産から出荷までの各段階において、農薬や動物用医薬品などの残留、病原微生物による汚染、異物の混入などを、人の健康に影響を及ぼすおそれがある原因として認識し、適切に生産工程を管理することが必要です。

②生産段階に係る情報の提供

農林水産物の生産の仕組みや実態が見えないことが消費者の不安の一因でもあります。

このため、生産・飼育履歴などを記帳して管理記録を作成し、保存することにより、~~トレーサビリティ~~^{*}や生産情報開示への取り組みにつなげることが大切です。

また、消費者との積極的な交流の機会を通じ、食の安全・安心に関する取り組みを紹介することも必要です。

③事故発生時の出荷停止と速やかな回収、再発防止等の体制整備

農林水産物の出荷、販売先についての情報を記録・保存し、事故発生時には県への報告を行うとともに、出荷停止、回収、廃棄などの措置を的確、迅速に講じなければなりません。

また、生産・飼育履歴や出荷情報の記録などから事故発生の原因確認を行い、再発の防止に努めなければなりません。^{※トレーサビリティ}

食品関係事業者の責務

①HACCP（ハサップ）の考え方による自主管理の実施

食品の危害*防止に関する知識及び技術の習得に努め、食品衛生法で決められた基準などを守るとともに、製造・加工・調理段階における危害を認識し、適切に管理することが必要です。

また、製造・加工・調理した食品について自主検査を行い、その安全性を確認することも必要です。

②原材料の納入、販売に関する記録・保存

食中毒発生時の原因究明・被害拡大防止や、違反食品の速やかな回収に活用するため、仕入元の名称など必要な情報の記録・保存に努めることが必要です。

③原材料の安全性確認等

原材料に係る農薬、動物用医薬品、食品添加物*などの残留について必要に応じ安全性の確認を行うとともに、自らも製造・加工段階に係る工程の確認を行い、その記録を保存することが必要です。

また、事業活動に関する情報の公開や、消費者との積極的な交流等を通じ、食品の信頼性を確保することが求められています。

④適正表示の徹底

食品の表示は、購入する際にその品質や内容を見極め選択する上で重要な役目を果たすとともに、食品の取扱いや保存の方法についても消費者に適切な情報を提供してくれます。

食品表示に関する法律は、「食品衛生法」、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)*」や「健康増進法*」、「不当景品類及び不当表示防止法*」などがあり、これらの法律に適合するものでなくてはなりません。

また、関係法令等の遵守のみならず、社会規範や、事業者倫理を守るなどの意識の向上に努めることが必要です。

⑤事故発生時の出荷停止と速やかな回収、再発防止等の体制整備

食中毒の原因食品や違反食品を製造販売した場合は、県への報告を行うとともに、回収、廃棄などの措置を的確、迅速に講じ、消費者に対し、情報提供するように努めなければなりません。

また、製造工程や食品の流通などの記録から原因確認を行い再発防止に努めなければなりません。

※トレーサビリティ

(3) 学識経験者の役割

科学者・専門家は、食品の安全性の確保に関する専門的知識を、科学的にわかりやすく提供することが求められています。

また、食品のリスク^{*}について、学識経験者の見解が異なる場合には、その背景や根拠をわかりやすく示すことも必要です。

(4) 消費者の役割

消費者は、食品についての安全を求め、知らされ、選び、主張する権利を有するとともに、自立した消費者として自らの健康を維持し向上させ、また「食の知」を高めるため、食の安全・安心に関する知識の習得や必要な情報の収集を行い、さらに食品の安全性の確保に関する施策に意見を表明するよう努めるなど、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすことが求められています。

また、消費者は、生産者や食品関係事業者などとの交流を通じ、食の安全・安心確保への取り組みについて理解し、お互いの信頼関係を育てることが必要です。

5 食の安全・安心確保対策の8つの柱

生産から消費までの一貫した食の安全・安心の確保のため、次の8つの柱を基本とした施策を総合的に推進します。

(1) 食の安全・安心確保のための相互理解の推進

① 正確な情報の提供

消費者の食の安全・安心に関する正しい理解を促進するため、ホームページや各種講座などを通じ、Q&Aやクイズなど生活に即したわかりやすい方法で、正確な情報を提供します。

食品の回収情報などは、ホームページや情報メールで迅速に提供し、食品の安全確保を図ります。

また、消費者情報センターにおいても、正しい情報の提供と消費者からの情報収集を図ります。

② リスクコミュニケーションの推進

食に対する消費者の不安が高まっている中、事業者と消費者が互いに顔を合わせ、食の安全・安心について意見交換を行う「リスクコミュニケーション」の重要性が高まっています。

このため、消費者が生産・製造現場に出向いて体験型の意見の交換を行うなど「リスクコミュニケーション」を一層推進し、相互理解と信頼関係の確立を図ります。

また、消費者に対し、食品安全に関する情報などをわかりやすく提供したり、意見交換することのできる人材を育成し、地域におけるリスクコミュニケーションの活性化を図ります。

③ 正しい食情報の知識と理解の促進

栄養豊かな食品でも食べ方や、量が適切でなければ健康に悪影響を及ぼす場合もあります。

また、食品には品質や鮮度を劣化させる微生物の付着や、食品の品質保持を目的とした添加物も含まれています。

食に関する様々な情報が氾濫する中、食中毒の防止に必要な知識や、農薬や添加物の使用などに関する知識、健康食品の安全性に関する知識など、食に関する情報を科学的根拠に基づきわかりやすく提供し、食品の安全性の確保における食育や知識の向上を促進します

④「食と農の連携活動」の促進

県内で生産された農林水産物や、県産物を原料とした加工食品を県内で消費する「地産地消[※]活動」を推進し、消費者と生産者、食品関係事業者の交流を通じ、健康で豊かな食生活と県産物の需要拡大の取り組みを行います。

また、食育推進モデル地域での地場産品を活用した学校給食の成果を踏まえ、食に関する指導や生産者との交流を進めます。

食育推進ボランティア[※]の登録、栄養教諭及び学校栄養職員や生産者を対象とした講習会を実施し、食と農の連携活動の促進に取り組みます。

(2) 安全・安心な農林水産物の生産と流通

①「とくしま安²（あんあん）農産物認証制度」の推進

「誰が、いつ、どこで、どのように生産した農産物」という情報を提供することにより、「消費者と生産者との間に顔の見える関係」を築きます。

②「新鮮とくしまブランド戦略」の展開

産地における「とくしまブランド」品目の育成や、消費地での「とくしまブランド」の浸透を進め、消費者ニーズを起点とした安全・安心で、新鮮、しかも高品質な農林水産物の生産・流通体制の確立を図ります。

③農薬、飼料、動物用医薬品及び肥料等の適正使用の推進

農薬などが適正に販売・使用されるよう、販売者や生産者への啓発・指導を行います。

飼料及び飼料添加物、動物用医薬品などの家畜や養殖魚への適正使用を指導します。

農地等において、たい肥・土壌改良資材等の適正な使用が図られるよう、生産者や販売者への啓発・指導を行います。

④飼養衛生管理基準の遵守

家畜伝染病を予防し、畜産物の安全性を確保するため、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理基準を遵守するよう助言、指導等を行います。

⑤米穀等のトレーサビリティの推進

米穀等の出荷、販売、入荷、購入などの取引において、事業者には取引記録の作成、保存、産地情報の伝達が義務づけられており、その的確な実施を推進します。

⑥自主管理体制の推進

肥料・農薬の使用などの生産履歴や飼育履歴及び流通の記録の作成・保存を推進します。

残留農薬^{*}の自主検査体制の推進を支援します。

(3) 安全・安心な食品等の製造・加工と流通

①監視指導体制の強化

食品衛生監視指導計画[※]に基づき、食中毒の発生時、大規模な被害発生につながる大量調理施設などに対し、重点的に監視指導を行います。

また、製造・加工・販売食品について、危害となる原因や除去に必要な管理ポイントについて指導するなど、HACCPの考え方による監視指導を推進します。

②自主管理体制の推進

自らが、製造・加工・販売する食品について安全性を確保することが必要なことから、HACCPの考え方を手法とした自主管理体制を普及・啓発します。

③食肉の安全性確保体制の強化

と畜場、食鳥処理場における検査体制を充実し、安全な食肉の提供を行います。

また、食肉・食鳥肉の汚染防止対策として処理工程、施設の衛生管理を指導します。

さらに、野生鳥獣（シカ肉・イノシシ肉）の安全性を確保するため、「徳島県シカ肉・イノシシ肉処理衛生管理ガイドライン」に基づき、事業者を指導します。

(4) 消費者の信頼確保のための適正表示の推進

①食品表示監視体制の強化

食品衛生法、JAS法、健康増進法、景品表示法などに係る表示について、関係機関が連携して指導するとともに、「食品衛生広域監視機動班」により計画的な指導・監視を実施します。

また、食品表示ウォッチャー^{*}によるモニタリング調査を実施し、食品表示を監視します。

②食品表示相談体制の充実

食品の表示に関する情報提供や、疑問・質問・相談等を受け付ける窓口として「適正表示110番^{*}」を設置し、相談体制の充実を図ります。

③科学的検査手法の導入

外見で見分けることのできない表示の適否については、科学的な検査手法を導入することにより、不適正な表示の未然防止及び早期発見の取り組みを強化します。

また、科学的な検査手法において疑義が生じた事案については、必要に応じ国及び関係都道府県と連携し、JAS法等に基づき適切に調査を実施します。

④事業者に対する適正表示の支援

食品表示はいくつもの法令によって規定されており、法令に基づき、適正に表示するためには、食品表示の知識を深めることが必要です。

そこで、食品関係事業者の表示担当者を対象とした「食品表示適正化推進員」養成講座など、食品表示の知識を深めるための研修会を開催し、事業者の適正表示を支援します。

また、適正な食品表示を推進するためには、事業者のコンプライアンス意識の確立が重要であることから、コンプライアンス意識の向上を図るための研修会なども併せて実施します。

⑤消費者の食品表示制度の理解の促進

食品表示は消費者にとって、大切な情報源であり、食品表示を上手に活用し、消費生活に役立てることが重要です。

消費者の食品表示への関心の高まりを、正しい知識と理解に繋げるため、食品表示の研修会を開催するなど、不適正表示を許さない社会づくりに向けた取り組みを推進します。

(5) 農林水産物、加工食品に関する調査研究及び試験検査

①農林水産物の品質向上や生産安定に係る調査・研究の推進

環境に配慮した生産技術の開発を通じ、農林水産物の品質向上や生産安定を図ります。

②有毒プランクトンのモニタリング調査

県内で採取されるアサリなどの二枚貝による食中毒事故を防ぐため、有毒プランクトンの調査を実施し、また、二枚貝の毒化が確認された場合は、漁業関係者などに対して、出荷自主規制を指導し、情報を公表することにより潮干狩りなどによる消費者の事故を防止します。

③食品の安全確保に係る試験検査体制の強化

食の安全に係る食中毒菌や、食品添加物、残留農薬などの検査は正確で、適切に実施にする必要があることから、検査施設における検査方法や、試薬・機械器具などについて確認を行い検査の信頼性を確保します。

(6) 人材育成と自主管理体制の支援

①関係各部局の担当者の育成強化と連携

生産者、食品関係事業者に対する監視指導や食品検査の適切な実施、県民に対する必要な助言、指導を行うためには、専門的な知識を持つ人材の育成と確保が必要です。

このため、食品衛生監視員研修会、HACCP研修会などの各種研修会を通じ、最新の知識や検査技術を身につけた人材を育成します。

②生産者、食品関係事業者の育成指導

生産者には栽培講習会など、食品関係事業者には食品衛生責任者講習会などを通じ、食の安全に関する知識の普及・啓発を行います。

③指導員等の育成指導

農薬管理指導士[※]、農薬適正使用アドバイザー[※]、食品衛生推進員[※]などの活動を支援します。

④消費者の自主的活動の支援

食の安全・安心に強い関心を持ち、かつ新たな情報・知識を吸収しようとする消費者を中心に、消費者の自主的活動を支援します。

⑤自主管理体制の推進

農作物の生産段階における安全・安心確保のため、関係団体が実施する残留農薬検査を支援します。

食品衛生推進員による地域での食品衛生活動を通じ食品関係事業者の自主衛生管理を推進します。

また、産直市において、安全安心な食品の流通のための生産者と消費者を結ぶ架け橋となるよう、衛生管理及び適正表示等の自主管理体制の整備を推進します。

(7) 危機管理体制の推進

①違反食品の広域流通に対する対応

食品流通の広域化、低温流通システムの拡大などにより、輸入食品も含めた多くの農林水産物、加工品が広く流通しています。

県内で生産、製造・加工された食品に係る違反が確認された場合は、公表を行い、生産者、食品関係事業者に対し、違反食品の市場からの排除を指示し、回収状況を確認します。

また、輸入食品や他の都道府県において生産、製造・加工された食品について違反や事故が疑われる場合は、国及び関係都道府県などと連携して対応します。

②食中毒に対する対応

食中毒発生時には関係機関の協力の下、被害拡大防止と原因究明を行い、迅速な情報の提供を行います。

また、広域大規模食中毒発生時にはマニュアルに基づき対策本部を設置し、関係機関と連携し迅速な対応を行います。

③家畜伝染病*発生時に対する対応

口蹄疫、BSE、高病原性鳥インフルエンザなど重大な家畜伝染病が発生した場合は、人への感染の不安や、経済的損失など社会的に大きな影響や被害がでます。

そのため、家畜伝染病の早期発見・早期通報体制を構築するとともに、発生した場合に備え、防疫資材の備蓄や関係機関との協力体制の整備を図るなど危機管理体制の強化に努め、発生時には迅速かつ、的確な防疫措置を講じます。

また、消費者が家畜伝染病について正しい知識を持つための正確な情報を提供します。

④食品安全関連法令のすき間事案に対する対応

健康への悪影響を未然に防止する必要があり、関係法令で対応が困難な場合は、条例に基づき、その食品が消費者に手渡らないよう回収や製造中止などの措置をとるよう勧告や命令を行います。

(8) 環境への取り組み

①環境負荷の少ない農業生産活動の推進

化学肥料や化学農薬の使用量を、低減しつつ、農作物の収穫量や品質を維持する「持続性の高い農業生産方式」の導入に取り組むエコファーマーを育成・支援します。

②農業生産活動における資源の循環利用等の推進

農村地域の環境保全や資源の有効利用のため、使用済み農業生産資材などの産業廃棄物について、適切な回収・処理対策を講じます。

また、家畜排泄物については、適正に処理し、たい肥など肥料として有効利用を図ります。

③化学物質対策の推進

有害化学物質について環境汚染の実態のモニタリングの推進に努めます。

6 食の安全・安心対策の評価

基本指針は、食を取り巻く状況の変化に即応することが必要であり、「徳島県食の安全安心審議会」における調査・審議により、定期的に検証し、適宜見直しを行います。

5 食の安全・安心確保対策の8つの柱 (現指針 8つの柱)

(1) 食の安全・安心のための信頼確保

- ① 正確な情報の提供
- ② 生産から消費に至る県民の相互理解

(2) 安全・安心な農林水産物の生産と流通

- ① 「とくしま安2(あんあん) 農産物認証制度」の推進
- ② 「新鮮とくしまブランド戦略」の展開
- ③ 農薬等の適正使用の推進
- ④ 飼料、動物医薬品等の適正使用の推進
- ⑤ 自主管理体制の推進

(3) 安全・安心な食品等の生産と流通

- ① 監視指導體制の強化
- ② 食肉検査体制の強化
- ③ 適正な表示の推進
- ④ 自主管理体制の推進

(4) 食の安全・安心に関する知識の普及と相互理解の推進

- ① 正しい食情報の知識と理解の促進
- ② 「食と農の連携活動」の促進

(5) 農林水産物、加工食品に関する調査研究及び試験検査

- ① 農林水産物の品質向上や生産安定に係る調査・研究の推進
- ② 有害プランクトンのモニタリング調査
- ③ 食の安全確保に係る試験検査体制の強化

(6) 人材育成と自主管理体制の支援

- ① 関係各局の担当者の育成強化と連携
- ② 生産者、食品関係事業者の育成指導
- ③ 指導員等の育成指導
- ④ 消費者の自主的活動の支援
- ⑤ 自主管理体制の推進

(7) 危機管理体制の推進

- ① 違反食品の広域流通に対する対応
- ② 食中毒に対する対応
- ③ 家畜伝染病発生時に対する対応

(8) 環境への取り組み

- ① 環境負荷の少ない農業生産活動の推進
- ② 農林生産活動における資源の循環利用等の推進
- ③ 化学物質対策の推進

改定案

(改定指針 8つの柱 案)

集約(1) 食の安全・安心確保のための相互理解の推進

- ① 正確な情報の提供
- ② リスクコミュニケーションの推進
- ③ 正しい食情報の知識と理解の促進
- ④ 「食と農の連携活動」の推進

(2) 安全・安心な農林水産物の生産と流通

- ① 「とくしま安2(あんあん) 農産物認証制度」の推進
- ② 「新鮮とくしまブランド戦略」の展開
- ③ 農薬、飼料、動物用医薬品及び肥料等の適正使用の推進
- ④ 飼養衛生管理基準の遵守
- ⑤ 米穀等のトレーサビリティの推進
- ⑥ 自主管理体制の推進

(3) 安全・安心な食品等の生産と流通

- ① 監視指導體制の強化
- ② 自主管理体制の推進
- ③ 食肉の安全性確保体制の強化

新(4) 消費者の信頼確保のための適正表示の推進

- ① 食品表示監視体制の強化
- ② 食品表示相談体制の充実
- ③ 科学的検査手法の導入
- ④ 事業者に対する適正表示の支援
- ⑤ 消費者の食品表示制度の理解の促進

(5) 農林水産物、加工食品に関する調査研究及び試験検査

- ① 農林水産物の品質向上や生産安定に係る調査・研究の推進
- ② 有毒プランクトンのモニタリング調査
- ③ 食の安全確保に係る試験検査体制の強化

(6) 人材育成と自主管理体制の支援

- ① 関係各局の担当者の育成強化と連携
- ② 生産者、食品関係事業者の育成指導
- ③ 指導員等の育成指導
- ④ 消費者の自主的活動の支援
- ⑤ 自主管理体制の推進

(7) 危機管理体制の推進

- ① 違反食品の広域流通に対する対応
- ② 食中毒に対する対応
- ③ 家畜伝染病発生時に対する対応
- ④ 食品安全関連法令のすき間事案発生時に対する対応

(8) 環境への取り組み

- ① 環境負荷の少ない農業生産活動の推進
- ② 農林生産活動における資源の循環利用等の推進
- ③ 化学物質対策の推進